



おおさか  
維新

# 露骨な改憲タッグ

安倍首相

## 憲法改悪の先兵

「おおさか維新の会」の「安倍応援団」ぶりが露骨です。

●安倍首相が「憲法改正については、参院選でしっかりと訴えていく」(4日の年

頭会見)と言うと、「お維新」代表の松井大阪府知事が同日、「参院選で堂々と憲法改正の発議(に必要な)勢力3分の2をめざす」と表明。

●NHK番組(10日)で首相がわざわざ「お維新」の名前を挙げて参院選で3分の2の議席確保をめざすと



改憲派で参院議席の3分の2を占める首相発言を報じる各紙

言う、片山共同代表が同番組で「選挙に間に合うように(独自の憲法)改正試案をまとめたい」と呼応しました。

●改憲が大争点の参院選。憲法を守りぬく共産党の躍進で自民、公明、「お維新」に痛打を与えましょう。

## 参院選 共産党躍進で痛打を

折り目

- 「憲法改正は絶対必要だ。もう安倍総理しかできないと思う」「その予行練習ですよ、大阪都構想は」(橋下徹大阪市長=当時、2015年1月15日)
- 「憲法は改正しなければなら

### 改憲「語録」

ないというのは、わが党の考え方の大きなひとつ。ですから(「お維新」は)憲法改正に必要な3分の2の勢力の中に入ります」(松井氏、同12月12日)

「戒厳令」の復活

# 「緊急事態条項」

歴代政府の憲法解釈を覆す「解釈改憲」で戦争法(安保法制)を成立させた安倍政権が、今度は憲法の条文そのものを変える「明文改憲」へ急ピッチです。

憲法に首相権限の強化や国民の権利制限を定めた「緊急事態条項」を新設、9条改憲への突破口にしようという危険なたくらみです。



# 明文改憲許さない

## 個人の尊厳を大切に政治こそ

自民党の改憲草案には、「緊急事態条項」の新設が盛り込まれています。内容は――

●国会抜きで「法律」「緊急事態」の例の第一に挙げられているのは「外部からの武力攻撃」。目的はまさに有事体制、「大規模な自然災害」は口実です。

総理大臣は「武力攻撃」「内乱」が起きると、「緊急事態」を宣言。国会の議決を経なくても「法律と同一の効力を有する政令」の制定、「地方自

## 日本共産党

治体の長に対して必要な指示」が可能になります。

●基本的人権を制限 戦前の天皇による緊急勅令や戒厳令のように、国会の関与なしに政府の独断で、人権制限などの政令を定めることが可能に。国民は国や公の機関による指揮命令に従わなければならないという「服従義務」も定められています。

近畿民報

2016年1月 No.3(第221号)  
発行/日本共産党国会議員団  
近畿ブロック事務所

〒537-0025 大阪市東成区中道1-10-10ホクシンビル102号  
Tel.06(6975)9111 Fax.06(6975)9115  
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を発表しました。